

不正アクセス事案関係

平成 27 年 7 月 3 日
 経企指 2015-93
 年相指 2015-60
 基シ指 2015-56

文書区分			
重要度高	周知確認	要報告	緊急
○	○		○

不正アクセス事案に関する再照会等があった場合の対応方法（指示・依頼）

宛先	本部		ブロック本部			事務センター					年金事務所				
	各部（全）	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年G（総務）	厚年G（厚年）	国年G	年給G	記録G	総務課	適用課	徴収課	国年課	相談室
			◎								◎				◎

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保	

（ブロック本部）

本部長、管理部長、総合調整グループ長
 （年金事務所）
 所長、お客様相談室長

目的・趣旨

お客様から情報流出の有無について照会があり、一度「情報の流出は確認されていない」旨お答えした方々について、先に回答した内容が誤っていた場合の対応方法等をお知らせするものです。

ポイント（内容）

1. 対応方法

情報流出の有無について、一度「情報の流出は確認されていない」旨お答えした方々から、情報流出の有無について再照会等があり、先に回答した内容が誤っていた場合には、早急かつ丁寧な対応が求められるため、管理職の方を中心に対応いただけてきたところです。

今後において、同様に窓口等における照会があった場合、引き続き、管理職の方を中心に丁寧な対応をお願いします。

2. 各種手続きが真正な手続きであることの確認

住所変更や年金の振込先の変更などの手続きが行われている場合は、真正な手続きであるか確認をしてください。

審査担当チェック欄 ■

【照会先】

本部基幹システム開発部
 システム開発管理グループ
 担当 XXXXXXXXXX
 連絡先 03-5344-1196（直通）